



「ドワンゴ対FC2」第2事件
(知財高判令和5年5月26日 令和4年(ネ)第10046号¹⁾)
原審(東京地方裁判所令和元年(ワ)第25152号)

概要

- (1) 海外に設置されたサーバと日本国内に存在するユーザ端末とによってコメント配信システムを新たに作り出す被告の行為が、特許法2条3項1号所定の「生産」に該当するか否かが争われた事例。
- (2) 原審では、特許法2条3項1号の「生産」とは特許発明の全ての構成要件を満たす物が日本国内において新たに作り出される必要があるとの理由により、被告行為は非侵害と判断された。しかし控訴審では、具体的態様等の事情を総合考慮すると、当該行為が日本の領域内で行われたものとみることができるとの理由により、特許権侵害を認めた。
- (3) ネットワーク関連発明に係る特許権の域外適用に関する判断事例。

対象特許(特許第6526304号²⁾)

【請求項1】

サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、
前記サーバは、
前記サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第1コメント及び第2コメントを受信し、
前記端末装置に、前記動画と、コメント情報とを送信し、
前記コメント情報は、
前記第1コメント及び前記第2コメントと、
前記第1コメント及び前記第2コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、
前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、
前記第2コメントを前記1の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第1コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、
重なりと判定された場合に、前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならない位置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、
前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報とを前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、
前記動画と、
前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、
が前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならないように表示される、コメント配信システム。

※【請求項2】は、【請求項1】に記載の「サーバ」を「動画配信サーバ及びコメント配信サーバ」に置き換えたものであり、基本的な構成は請求項1と同じである。

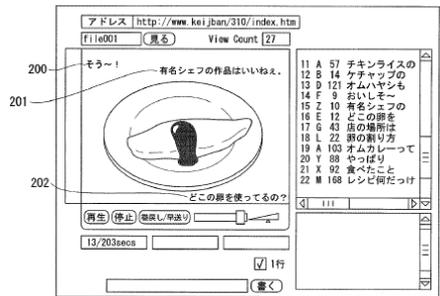
本件発明のポイント

動画に対してユーザが付与したコメントをサーバが受信し、その動画を再生させる表示装置に、コメントおよびコメント付与時間(動画再生開始からの経過時刻)を送信する。これにより、表示装置の画面では動画が再生されるとともに、コメント付与時間になるとコメントが表示される。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5990

² <https://www.i-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6526304/D8AF77CFB92D96C785FEECBBD690C53E2F9023F1739E7A5BBDAB588E2ECAC5316/15/ja>

動画に対して複数のユーザがコメントを付与することにより、ある動画のシーン（動画再生時間）に複数のコメントが入力されることが起こりうる。第2コメントを動画上に表示させる際の表示位置が第1コメントの表示位置と重なるか否かを判定し、重なる場合には、第1コメントおよび第2コメントを、画面上の高さを変えて表示させる。



知財高裁（控訴審）判断

1. 属否について

原審では被告システムが本件発明1（【請求項1】）および本件発明2（【請求項2】）の技術的範囲に属すると判断されており、控訴審は原審を支持した。

2. 域外適用について

ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の「生産」に該当するか否かについて、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、(i)当該行為の具体的態様、(ii)当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、(iii)当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、(iv)その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の「生産」に該当すると解するのが相当であるとの解釈を示した。（(i)～(iv)は筆者が付与）。

3. 被控訴人（原審被告）の行為について

被控訴人による動画配信サービスの提供が被告システムの「生産」に該当し、本件特許権を侵害したものと認定した。

まとめ

ネットワーク関連発明に係る特許権の行使における問題点として、かねてから、複数主体および域外適用が指摘されてきた。本判決は、具体的事案に対して域外適用の有無の判断を示した点、本判決に際して第三者からの意見募集（アミカスブリーフ）を採用し、多くの意見が提出された点で注目された判決である。

本判決に先立ち、同じ原告および被告による第1事件でも同様に、海外に設置されたサーバから日本国内のユーザに動画およびコメントを配信する行為が特許権侵害に該当するかどうか争われ、知財高裁は、海外サーバから通信回線を通じて動作再生プログラムを配信する行為が特許法第2条第3項第1号にいう「提供」に該当すると判断した。

第2事件では、第1事件とは発明の内容は異なるものの、ユーザ端末からサーバへのアクセスに応じてサーバからプログラムが配信され、当該プログラムによってユーザ端末において動画およびコメント再生が可能となる点は同じである。このような動作を行うサーバおよびユーザ端末によって新たなコメント配信システムを構成する行為についても、知財高裁は、特許法第2条第3項第1号にいう「生産」に該当すると判断した。知財高裁は、第1事件判決および今回の第2事件判決ともに域外適用ありとの判断を示したが、その判断基準は類似しており、第2事件判決は、第1事件判決との整合性を取ったものとみることができると見られる。

本判決（および第1事件判決）は、ネットワーク関連発明には海外にサーバを設置することによって侵害回避が容易であるという特殊事情があることに鑑み、発明の適切な保護の観点から域外適用を認めたものである。したがって、本判決は、域外適用の範囲を広く認めたものではなく、あくまでも、ネットワーク関連発明に対する域外適用の有無の判断を示したと見るべきである。

しかしながら第1事件判決および本判決の両方ともに域外適用ありとの判断を示すことにより、従来からの議論に対する一定の解答が示されたことになり、この点において本判決は画期的判決であるといえる。

キーワード 特許、発明の実施（2条3項）、ネットワーク、属地主義、域外適用

[担当] 深見特許事務所 十河 誠治

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。